

移動等円滑化取組計画書

2024年 6 月

住 所 千葉県四街道市千代田5-68

事業者名 千葉内陸バス株式会社

代表者名 代表取締役社長

（役職名及び氏名） 佐藤 克己

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり公表します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）現状の課題

- ・当社が保有する乗合バス車両については、2023年度末時点においてノンステップバスの割合が約63%となっている（適用除外車両を除く）。
- ・上記の事由により、路線によってノンステップバスとそれ以外の車両が混在して運用されている。
- ・高速バスについては、バリアフリー化がコスト面・運用面から困難な状況にある。

（2）今後の対応方針

- ・上記の現状を踏まえ、引き続きノンステップバスの導入を進め、将来的に適用除外車両を除いた導入率について100%を目指す。
- ・全職員が高齢者、障がい者等に関する理解を深めるため、旅客から寄せられる要望や対応事例について社内共有する機会を設定する。
- ・高速バスにおけるバリアフリー対応車両等の導入可能性について研究する。
- ・旅客への情報提供の在り方について、旅客が容易に情報を得られる環境の整備について研究する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバスを4台導入（2024年度）

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
マニュアルの整備と周知	車いすをご利用のお客様のご利用にあたってのスロープ板や固定具の適切な利用方についてマニュアルを整備・全乗務員に周知

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
停留所における点字ブロックの整備	バス停の改良・整備にあたっては、点字ブロックを整備し乗降の支援を図る

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス走行状況の案内	利用者より走行状況の照会があった際は、速やかにご案内できるよう教育を実施

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	新人乗務員を対象に高齢の旅客等、乗降に支援が必要な旅客の乗降支援に関する教習を実施する

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内におけるご案内	優先席の設置とご利用について、車内ステッカーや車内放送等で啓蒙周知

### III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所窓口や乗車券発売委託先窓口、車庫に電話等にて寄せられる旅客からの意見を社内にて共有するとともに、取り組みの改善に活用する。</li> </ul>
---

#### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

#### V 計画書の公表方法

自社 WEB サイトにおいて公表
------------------

#### VI その他計画に関連する事項

車両の代替等について、自社の経営計画において車両数や時期等を策定し実施している。
--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。